令和８年（再イ）第１８号
高知県香美市土佐山田町楠目718番地10
再生債務者　細川　裕基
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月14日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月14日まで
令和８年９月16日
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第２０号
新潟市西区小新２丁目５番５号
再生債務者　渡辺　広和
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月15日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月15日まで
令和８年９月17日　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１１号
山口県周南市大字下上748番地の１　カサ・モーヴⅡ－101号
再生債務者　長弘　淳
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月15日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月15日まで
令和８年９月17日　山口地方裁判所周南支部

令和８年（再イ）第１６号
高知市南御座８番40－706号
再生債務者　森　真紀
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月15日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月15日まで
令和８年９月17日
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１３号
青森県八戸市大字湊町字中道51番地７
再生債務者　山本　敬永
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月22日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月22日まで
令和８年９月17日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２９年（再イ）第２号
兵庫県西宮市獅子ケ口町10番12－606号（認可決定時の住所）兵庫県西宮市小松西町２丁目６番46－101号
再生債務者　Ａｎｇｅｌｉｑｕｅこと　三ツ橋　邦彦
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成29年５月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
令和８年９月16日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成３０年（再イ）第２０号
栃木県下都賀郡壬生町落合１－15－２　メルヴェールシンシア301（認可決定時の住所　栃木県河内郡上三川町大字ゆうきが丘37番地13）
再生債務者　竹花　明
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成30年８月23日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
令和８年９月15日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和３年（再イ）第２８号
茨城県牛久市神谷２丁目39番地７
再生債務者　木下　博
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　令和４年10月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
令和８年９月17日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第５０号
東京都稲城市平尾２－76－６
再生債務者　尾又　明彦
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
令和８年９月16日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第５１号
東京都稲城市平尾２－76－６
再生債務者　尾又　絹代
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
令和８年９月16日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第１号
岐阜市西野町５丁目38番地
再生債務者　下田　航也
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月７日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月21日から令和８年10月28日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（再ロ）第１号
岐阜県可児市広眺ケ丘２丁目34番地２
再生債務者　木村　浩章
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月14日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月21日から令和８年10月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第４号
長野市上松３丁目16番12号
再生債務者　髙橋　良輔
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年10月13日まで
令和８年９月14日
長野地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第１０００７号
埼玉県朝霞市膝折町５－３－27
再生債務者　菅野　文彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月15日
東京地方裁判所民事第20部

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判がされることになります。

令和８年（チ）第３９号
大阪府富田林市藤沢台四丁目4番17号（202）
申立人　紙谷　龍子
東京都渋谷区広尾二丁目18番20号
申立人　遠入　明子
住所・居所　不明
（最後の住所）千葉県野田市中根207番地中村方
所在等不明共有者　加藤喜代子相続人加藤信一
届出期間満了日　令和9年1月11日
令和8年9月11日
横浜地方裁判所第３民事部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　横浜市中区元町二丁目
地番　１０７番4
地目　宅地
地積　47.39平方メートル
所在等不明共有者の持分　4分の1
2　所在　横浜市中区元町二丁目
地番　１０７番６
地目　宅地
地積　４３．０４平方メートル
所在等不明共有者の持分　4分の1